

新たな自動車リサイクル制度の円滑な運営に向けた体制整備

～ 電子マニフェスト（移動報告）制度を中心とした情報システムの構築について～

総論

- 1．新たな自動車リサイクル制度を円滑にスタートさせるためには、自動車製造業者等、関連事業者（以下「関連事業者等」という。）及び自動車所有者に自らの果たすべき役割を明確に理解して頂くことに加え、そうした役割が実効的かつ効率的に果たされるための体制を整備しておくことが不可欠。
- 2．施行準備として検討すべき事項は多岐に渡るが、重要事項の一つとして「使用済自動車等の物流・リサイクル料金の収受等を管理するための情報システム（電子マニフェストがその中心）」の構築が存在する。
- 3．使用済自動車のリサイクルに関連する情報システムは、新たな自動車リサイクルシステムの構築及び運営に中心的役割を果たすべき自動車製造業者等が中心となって構築していくこととなっているが、その構築までのスケジュールについては、関係する関連事業者が多岐に渡ることに加え、施行前に十分な試行期間が必要なことを踏まえれば、極めてタイトなものになることが想定されるため、構築すべき情報システムの方向性について可能な限り早期に決定していくことが必要。
- 4．このため以下において、現時点における電子マニフェスト制度を中心とした情報システムの全体像を整理することとする。

新たな自動車リサイクル制度における情報システム構築の方向性について

1．電子マニフェスト（移動報告）制度

（1）制度の意義

現時点においても、使用済自動車のうち産業廃棄物であるものについては廃棄物処理法における管理票制度の対象となっており、その他の使用済自動車についても自主的取組みとして自動車管理票制度が存在するところであるが、当該制度は主として紙媒体の制度。

新たな自動車リサイクルシステムにおいても同様に紙媒体の管理票制度を導入した場合、膨大な紙管理票が多岐に渡る関連事業者等間を送付・回付し保存されることとなり、その管理は実務上困難かつ多額のコストを要することが予想される。

このため、自動車リサイクル法においては、登録・許可を得ている各関連事業者が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間内にその旨を指定法人

「情報管理センター」に原則パソコンによる電子情報にて報告をし、情報管理センターがマニフェスト情報を一元管理（情報の集約・保存・行政機関への報告・関係事業者による閲覧への対応等）する制度を採用することとした。各関連事業者等が使用する共通システムを新たに構築することとする。

これにより自動車リサイクル法の本格施行時からは、電子マニフェスト制度がカバーする範囲については、既存の廃棄物処理法の産業廃棄物管理票の制度の適用はなくなり、また、自主的取組みである使用済自動車管理票制度については廃止することとなる。

電子マニフェスト（移動報告）制度の主たる機能は、以下の通り。

使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保（不法投棄等の防止）
リサイクル料金等の支払いのエビデンス
関連制度への情報提供
使用済自動車に関する統計情報の整備

使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保（不法投棄等の防止）

- ・自動車リサイクル法においては、使用済自動車等の不法投棄等を防止し確実なリサイクルを図るため、引取業者・フロン類回収業者を登録制、解体業者・破碎業者を許可制とし、当該関連事業者に対し使用済自動車等の引取・引渡義務が課せられているところ。
- ・かかる制度に実効性を持たせるため、使用済自動車1台ごとにつき、その引取・引渡の実施状況を情報管理センターが常時把握し管理することとする。

リサイクル料金等の支払いのエビデンス

- ・自動車製造業者等は、フロン類・エアバッグ類・自動車破碎残さ（ASR）を引き取った際資金管理法人に対し、当該3品目のリサイクル料金の払渡しを請求することが可能となるが、その際自動車製造業者等が確実に引き取ったことのエビデンスとして電子マニフェスト情報を活用することとする。
- ・フロン類回収業者・解体業者がフロン類回収料金・指定回収料金（エアバッグ類に関するもの）の支払いを自動車メーカー等に請求する場合も同様。

関連制度への情報提供

- ・自動車リサイクル法において、最終所有者に使用済自動車を引取業者に引き渡すインセンティブを付与すべく自動車重量税の還付措置を創設したところ。解体の事実の確認及び還付額の計算にあたって電子マニフェスト情報を活用することを想定。
- ・また、改正道路運送車両法においても永久抹消登録又は一時抹消登録後の解体届出等の要件として、解体の事実を電子マニフェスト情報により確認することが想定されているところ。

使用済自動車に関する統計情報の整備

- ・情報管理センターは、毎事業年度毎にファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車等の引取り・引渡しの状況を国に報告することとなっているところ。また、フロン類の再利用情報等についても情報管理センターが一定期間毎にフロン類回収業者から定期報告を受けることとなっている。

（2）電子マニフェスト（移動報告）制度の概要[自動車リサイクル法において規定]

電子マニフェスト（移動報告）の起点

- ・引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車についてリサイクル料金が資金管理人に預託されているかどうかを確認し、預託がなされている場合には正当事由がない限り当該使用済自動車を引取り、当該引取の報告を行うことで電子マニフェストをスタートする。

引取・引渡報告

- ・各関連事業者等が使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車（廃車ガラ）、フロン類、エアバッグ類、ASR）の引取り・引渡しを行った際、一定期間内に引渡元・引渡先の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号その他の情報（報告事項については後述）を情報管理センターに報告する。

確認通知・遅延報告

- ・関連事業者からの引取・引渡報告が一定期間内に行われなかった場合、情報管理センターから最後の報告を行った業者にその旨通知を行って状況確認を求め（確認通知）、さらに一定期間経っても引取・引渡報告がなされない場合、その旨を登録・許可権者である都道府県知事（又は保健所設置市長）に情報管理センターが報告する（遅延報告）。
- ・都道府県知事（又は保健所設置市長）は、この遅延報告をもとに関連事業者に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告・命令等を行うことができる制度となっている。

閲覧

- ・関連事業者等は自らが取り扱った使用済自動車等の電子マニフェスト情報の閲覧が可能（閲覧可能な具体的内容については、個人・企業情報保護の観点及びシステム上の負荷等を踏まえ今後検討）。使用済自動車を引取業者に引き渡した最終所有者も引取業者に照会することなどにより、当該使用済自動車の状況を確認することが可能となっている。

（3）報告項目及び手法

電子マニフェスト制度においては、関連事業者の操作が容易なシステムにすることを念頭においており、必須項目を上記機能を果たすために必要最低限のものとするとともに、実際の入力実務についても可能な限りその負荷を低減する方向で検討を進めているところ。

なお、使用済自動車の再資源化等の状況については、電子マニフェスト制度以外においても適宜情報収集を行うことが重要であると考えられる。。

また、電子マニフェスト報告を実施するためには、原則ネットワーク環境に接続されている一般的な電子情報端末（パソコン）を所有していれば対応可能なものとする方向。

詳細については関連事業者の実務負担、使用済自動車等の引取り・引渡し実務、リサイクル料金関係実務及び剰余金の把握のための情報管理実務等に加えて、システムにかかる負荷の大きさやその効率性等についての詳細な分析を踏まえ今後さらに検討していくこととする。

< 報告項目のイメージ >

（基本的なもののみであり、今後上記観点から加除の検討を継続する）

[車両特定のための情報]

- ・車台番号

[報告者に関する情報]

- ・氏名又は名称
- ・事業場コード

[引渡元事業者に関する情報]

- ・氏名又は名称
- ・事業場コード

[引渡先事業者に関する情報]

- ・氏名又は名称
- ・事業場コード

[報告日に関する情報]

- ・引取・引渡報告日

< ポイント >

車台番号がキーであること

- ・情報管理センターにおける各使用済自動車等の引取り・引渡しの管理は車台番号をキーとして行う。
- ・車台番号については、引取業者の引取報告時には自ら入力。
- ・引取業者の入力負荷を下げる手法等については今後引き続き検討。
- ・また、自動車製造業者名など、事前に車台番号にひも付けて情報管理センターで保有しておき、車台番号の入力によって自動表示される事項も存在することを想定。

引渡元及び引渡先については事業場毎に管理すること

- ・情報管理センターにおける引渡元・引渡先の管理は、事業者単位ではなく事業場単位で行う方向。
- ・情報管理センターにおける管理を事業場単位で行い、かつその氏名・名称をはじめとする基本データを自動出力するため、自治体による登録・許可を受けた事業者は情報管理センターに事業場情報を含めた初期登録をするものとする方向。

入力の際の利便性を確保すること（例えば以下のような機能を想定）

[前工程における移動報告からの情報連鎖機能]

- ・引取工程以降の移動報告においては、引取業者が入力した車台番号の情報がシステム上画面に自動的に表示されることとして、各事業者による入力負荷を低減する方向。
- ・また、引取工程以降の引取報告における引渡元事業場については、前工程において当該使用済自動車等の引渡報告を行った事業場情報がシステム上画面に自動的に表示されることとして、各事業者による入力負荷を低減する方向。

[複数の移動報告を行う場合の利便性を確保する機能]

- ・事業者によっては使用済自動車等の取扱い量が多いことが想定されるため、その場合の円滑な入力を可能とするなど事業者の移動報告入力実務の利便性を確保する方策についても今後検討していく方向。

[頻繁に入力を行う項目についての利便性を確保する機能]

- ・引渡報告における引渡先事業場など、報告事業者が頻繁に入力を行う項目

については、辞書機能のような形でシステムに記憶させ、その辞書から選択をするとの仕様とすることを想定。

(4) 検討の視座

上述の通り、電子マニフェストの入力項目及び手法については今後引き続き検討していく予定。その他検討にあたって以下の視点も踏まえることが必要。

車台特定の正確性の確保
関連事業者の実務の円滑化
国土交通省関連システムとの緊密な連携の必要性
代行入力（紙媒体による移動報告）実務の準備
確認通知・遅延報告実施までの適正な期間の設定
セキュリティの万全なる確保

車台特定の正確性の確保

[引取工程における車台の特定]

- ・電子マニフェスト制度においては、引取工程において使用済自動車そのものの車台番号と入力する車台番号を間違いのないよう一致させ、車台を特定させることが極めて重要。
- ・リサイクル料金預託時に発行されるリサイクル券（車台番号等が記載されていることを想定）を活用することで引取業者における車台番号の誤入力防止できないかなど今後更に検討していくとともに、また、国土交通省関連システム（自動車登録・検査システム（MOTAS）及び軽自動車検査協会システム。以下同じ。）で保有されている登録番号等の情報を活用することで入力した車台番号の正確性を担保することについても検討していくことが必要。

（注）電子マニフェストにおいては、引取業者が車台番号を入力することで当該車台の情報管理センターにおける管理がスタートし、引取工程以降については引取業者が入力した車台番号の情報がシステム上画面に自動的に表示されることを想定しており、その意味から車台特定の正確性の担保は極めて重要。

[引取以降の工程における廃車ガラ等の特定]

- ・例えば、解体業者から破砕業者に引き渡される車台はプレスされている場合があり、車台番号が視認できず車台の特定が困難な形状になっていることが想定される。このため実際の車台の引取り・引渡しとマニフェストにおける移動報告を一対一に対応させることが困難なことが想定される。
- ・このため、リサイクル券の活用など車台番号の視認ができない場合においても、当該車台の車台番号の確認が可能となるような実務について今後検討していく方向。

関連事業者の実務の円滑化

- ・例えば、リサイクル券の活用により関連事業者の手入力負荷の軽減が実現できないか、また、関連事業者による使用済自動車等の物流管理の容易化が実現できないか、といったことについて更に検討を進める方向。リサイクル券の活用はさらに、預託確認の容易化にも資する可能性あり（別途後述）。

（注）電子マニフェストの入力項目及び手法については今後さらに検討していくことが必要であり、そ

の際の大きな視点として関連事業者の実務負担や物流・金流実務等の検討が必要なことについては既述（（３）参照）。

国土交通省関連システムとの緊密な連携の必要性

- ・国土交通省関連システムとの緊密な連携は、において既述した車台特定の正確性の確保のほかに、自動車重量税還付及び改正道路運送車両法における永久抹消登録と一時抹消登録後の解体届出等にあたっても必要。
- ・ともに、主として情報管理センターに破砕業者の引取報告がなされたこと等を「解体報告記録」ととらえて使用済自動車が解体された事実を確認することを想定している。
- ・さらに自動車重量税の還付においては、還付額の計算において、引取業者による引取報告の情報を活用することを想定している。
- ・それ故、情報管理センターのシステムを国土交通省関連システムにつなげて、この二つの情報を通知することとする方向。また、上記の永久抹消登録と一時抹消登録後の解体届出等を正確かつ円滑なものとするため、における車台特定の正確性の確保に加え、国土交通省関連システムにおいても車台を特定するためにで活用した登録番号等を通知する方向で今後さらに検討を行う。

（注）自動車重量税の還付は、解体された事実が確認された自動車について使用済自動車として引取業者に引き渡した最終所有者に対して行われることになり、還付申請は国土交通大臣等を経由し所轄税務署長に対して行われる。

（注）情報管理センターのみならず、資金管理法についても預託確認を正確に行うために国土交通省関連システムと緊密に連携をとっていく必要がある可能性もあり、これについても今後詳細をさらに検討していくことが重要。（別途後述）

代行入力（紙媒体による移動報告）実務の準備

- ・移動報告については、原則ネットワーク環境に接続されている一般的な電子情報端末（パソコン）を所有していれば対応可能なものとする方向であるが、例外として電子情報での対応が不可能な関連事業者等について、情報管理センターにおいて電子ファイルに代行入力が円滑に行われるような、システムを含めた実務体制を構築することが必要。
- ・この場合でも主としてFAXによる対応が想定されるものであり、FAX設備が備えられていることが求められる。
- ・さらに、紙媒体による移動報告を行う場合、代行入力手数料負担のみならず実務面からも、一度の移動報告について修正が必要となった場合複数のやりとりが必要となるなど、関連事業者等の利便性は電子マニフェストと比較して低いものとなることが想定される。
- ・このため、電子マニフェスト制度の円滑な実施のためには、ネットワーク環境に接続されている一般的なパソコン設備で原則対応可能となることから、これを配備していただき、関連事業者等においては可能な限り電子情報での移動報告を行っていただくことが望ましい。

確認通知・遅延報告実施までの適正な期間の設定

- ・使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保（不法投棄等の防止）の観点から関連事業者等からの引取・引渡報告が一定期間内に行われなかった場合、確認通知及び都道府県等への遅延報告がなされることについては既述（（２）参照）のとおり。
- ・確認通知及び遅延報告がなされるまでの期間については、解体・破砕等や運搬等に標準的に必要となる期間について実態を十分に踏まえ定めていくこと

が必要。詳細については、許可基準等検討小委員会/タスクフォースにおいて検討。

セキュリティの万全なる確保

- ・情報管理センターの管理する情報は、個人情報及び企業情報に相当する情報も存在することが想定されるため、その管理体制には万全を期すことが不可欠。
- ・自動車リサイクル法上情報管理センター職員等に対しては秘密保持義務が課せられており、関連事業者による情報管理センターのファイルの閲覧についても当該事業者の取扱った自動車に関する閲覧のみを可能とすることとされているところであるが、これに加えて外部からの不当なアクセスを防ぐためのシステム面・運用面双方での対応に万全を期すことが必要。
- ・どのようなセキュリティーを設けるかについては今後詳細を検討していくこととなるが、いずれにしても個人情報及び企業情報の漏洩の防止に細心の注意を払うこととする。

2. 資金管理に関連する情報システム

リサイクル料金の流れについては、大きく以下の実務が存在。こうした実務が円滑に行われるよう、システムを構築していくことが必要。

資金管理法人によるリサイクル料金の収受、管理、支払
引取業者による使用済自動車引取り時の預託確認

(1) 検討の視座

資金管理法人によるリサイクル料金の収受、管理、支払

[リサイクル料金の収受体制の整備]

- ・既販車については、リサイクル料金が預託される前に資金管理法人において全ての既販車について明確にリサイクル料金の値付けがされているかについて確認することが必要であり、このため、自動車製造業者等によって設定・公表されたリサイクル料金について、車台番号・登録番号とひも付けてあらかじめ正確に管理しておくことができるようにすることも検討することが必要と考えられる。
- ・また、実際のリサイクル料金の収受体制については、特に既販車について、その台数の多さと期間が区切られていることに加え、リサイクル料金が各自動車毎にそれぞれ異なること等も踏まえることが重要。このため、確実かつ効率的な収受が可能となるシステムを含めた体制について、関連事業者の協力を仰ぎつつ、自動車所有者に対して金銭的・実務的に過重な負担を求めることなく、また、運輸支局等におけるリサイクル料金の確認業務に支障が生じないように留意しつつ整備していく方向。

(注) リサイクル料金の収受は、新車については新車販売時、既販車については自動車リサイクル法施行後最初の車検時まで(当初3年間)に、登録・検査を受けることのない構内車等は、使用済となって引取業者に引渡す時までに行うこととなっている。新車のリサイクル料金の収受は、自動車販売業者等を通じて行うことを想定。既販車については7000万台強の自動車のリサイクル料金を3

年間に収受。

[情報管理センター・国土交通省等との連携]

- ・電子マニフェスト情報を資金管理人からのリサイクル料金等の払渡しエビデンスとするため、情報管理センターと資金管理人との間の密接な連携を可能とするシステム構築が必要。
- ・中古車輸出につきリサイクル料金の返還請求がない場合、廃車ガラ輸出によりシュレッダーダストの処理が不要となった場合及び最後に車検証の交付・返付を受けた日から20年経過した場合等に発生する剰余金については、電子マニフェスト情報により適切に把握可能なものとして情報管理センターと資金管理人が密接に連携することや国土交通省等との連携が必要。

[万全なるセキュリティの確保]

- ・7000万台強の各自動車のリサイクル料金の管理においては、電子マニフェスト制度における情報管理センターと同様に、外部からの不当なアクセス等を防ぐためのシステム上のセキュリティの確保が極めて重要。どのような方法でセキュリティを確保するかについて今後さらに検討していくこととする。

(注) リサイクル料金の管理については、その滅失を防ぐ観点から安全・確実な方法に制限が加えられているところ。また、中古車輸出につき返還請求がない場合、廃車ガラ輸出によりシュレッダーダストの処理が不要となった場合等に発生する剰余金についても適切に管理することが必要。

引取業者による使用済自動車引取り時の預託確認

[預託確認時における車台特定の正確性の確保]

- ・引取業者による預託確認においては、資金管理人に対して車台番号をキーとして確認することが基本であるが、電子マニフェストにおける引取業者の引取報告時と同様、車台番号の誤入力等により異なる自動車のリサイクル料金の有無及びフロン類・エアバッグ類の装備情報を確認してしまうことがないよう工夫が必要。
- ・このため、電子マニフェスト制度における車台特定の正確性の確保の検討同様、資金管理人と国土交通省関連システムが緊密な連携をとっていくことで、こうした誤確認を防止することができないか、今後さらに検討を進めていくことが必要。

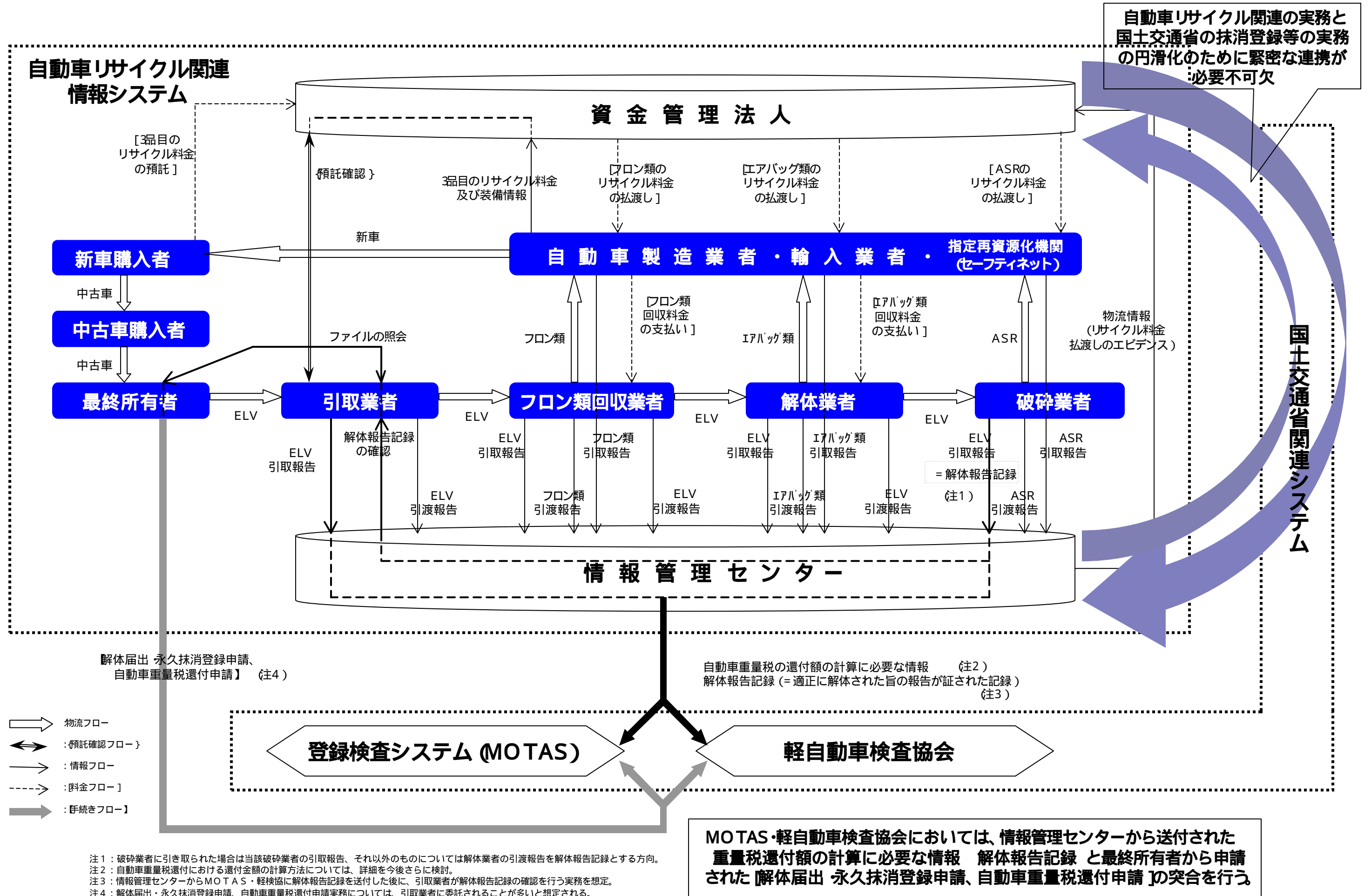
(注) 資金管理人においては、事前にリサイクル料金情報、フロン類・エアバッグ類の装備情報、リサイクル料金預託の有無を車台番号にひも付けて管理しておくことにより、引取時の預託確認が可能なものとしておく方向。

[預託確認実務円滑化のための更なる検討]

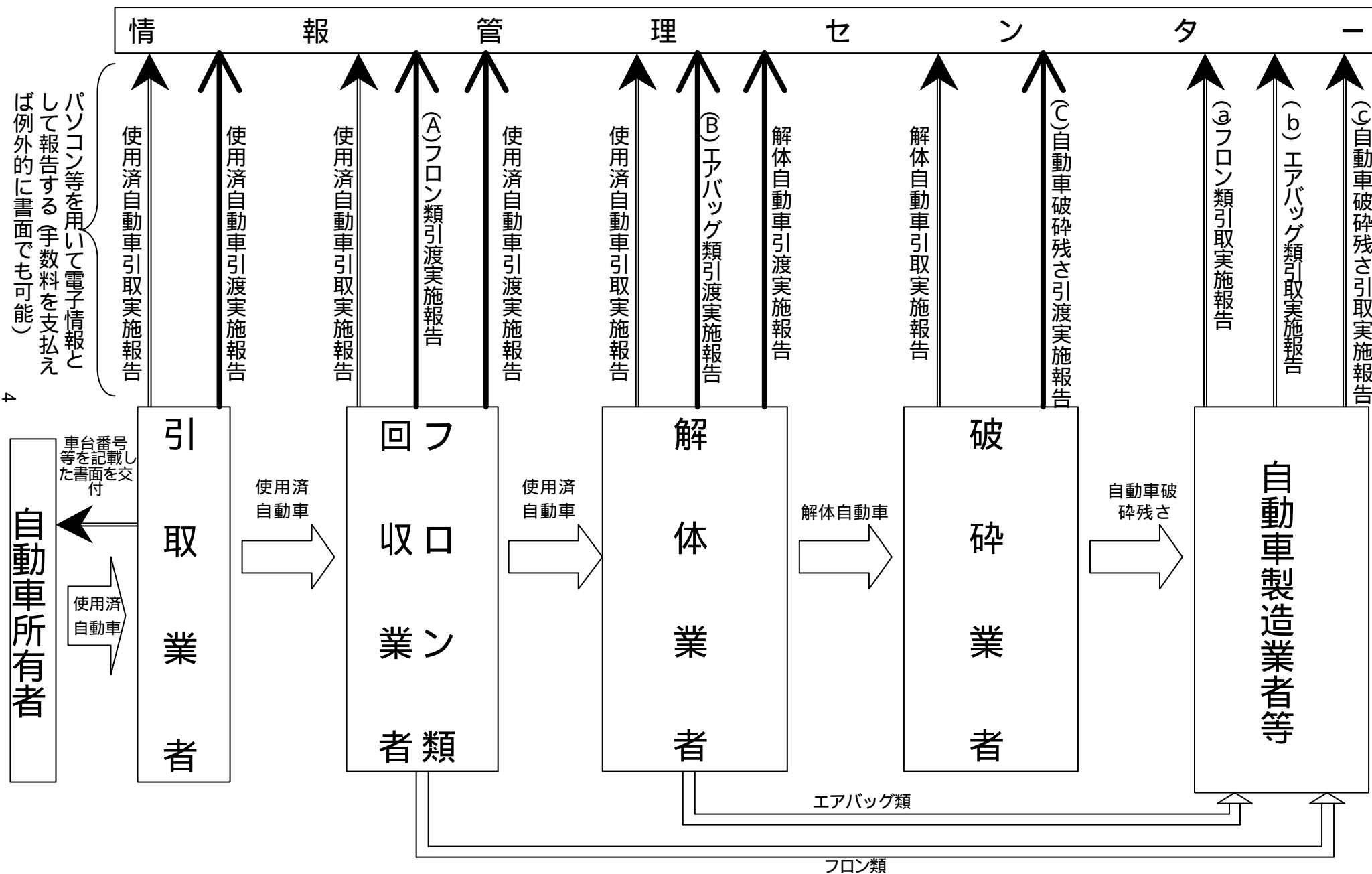
- ・例えば、引取業者がリサイクル券を活用することにより、預託確認を確実にかつ容易に行うことができるようにすることについて更に検討を進める方向。

(注) 引取業者による使用済自動車の引取りについては、例えば最終所有者の所まで引取業者が使用済自動車を引取りに行くといった実務も想定される。

～電子マニフェスト(移動報告)制度を中心とした自動車リサイクル関連情報システム概念図～



移動報告（電子マニフェスト）



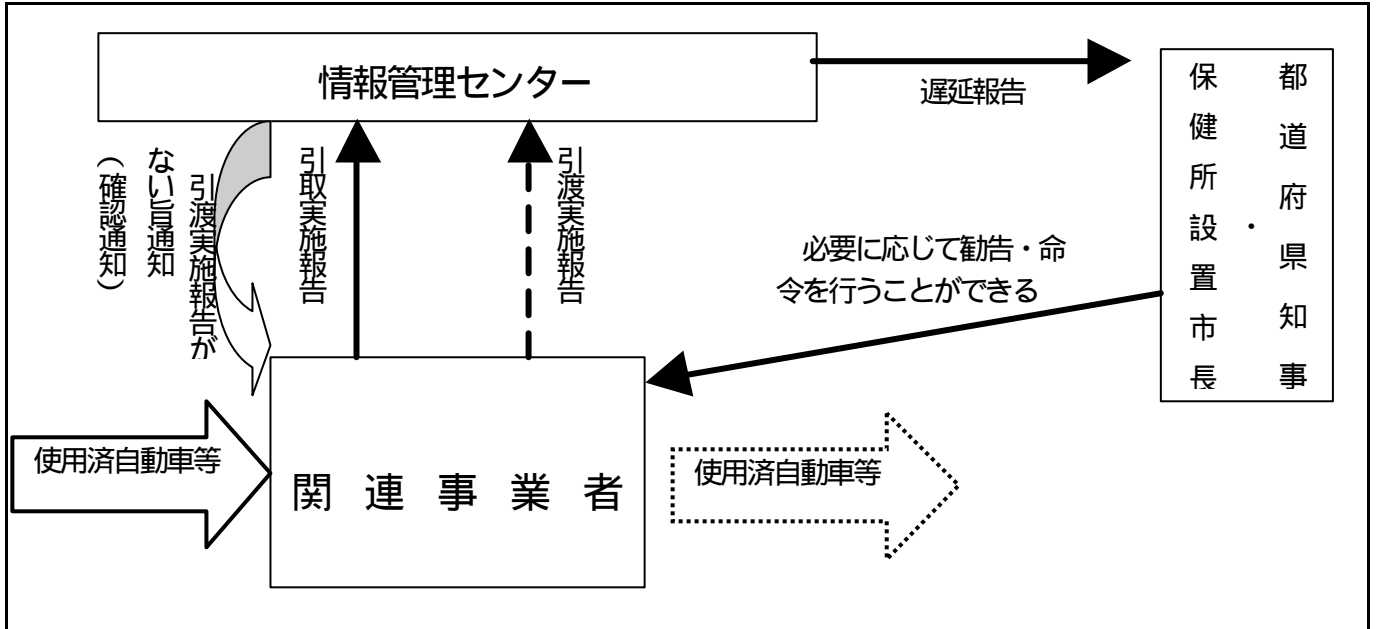
遅延報告について

引取後引渡実施報告に係る遅延報告（法第88条第4項）

「引取実施報告」がなされた後、一定期間内に「引渡実施報告」がない場合には、情報管理センターは「引取実施報告」を行った者に対してその旨を通知する（確認通知）

上記通知を行ってもなお一定期間期間を経過しても「引渡実施報告」がない場合には、情報管理センターは知事等に引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨等を報告する（遅延報告）

知事等は、必要に応じて関連事業者に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告・命令を行うことができる。

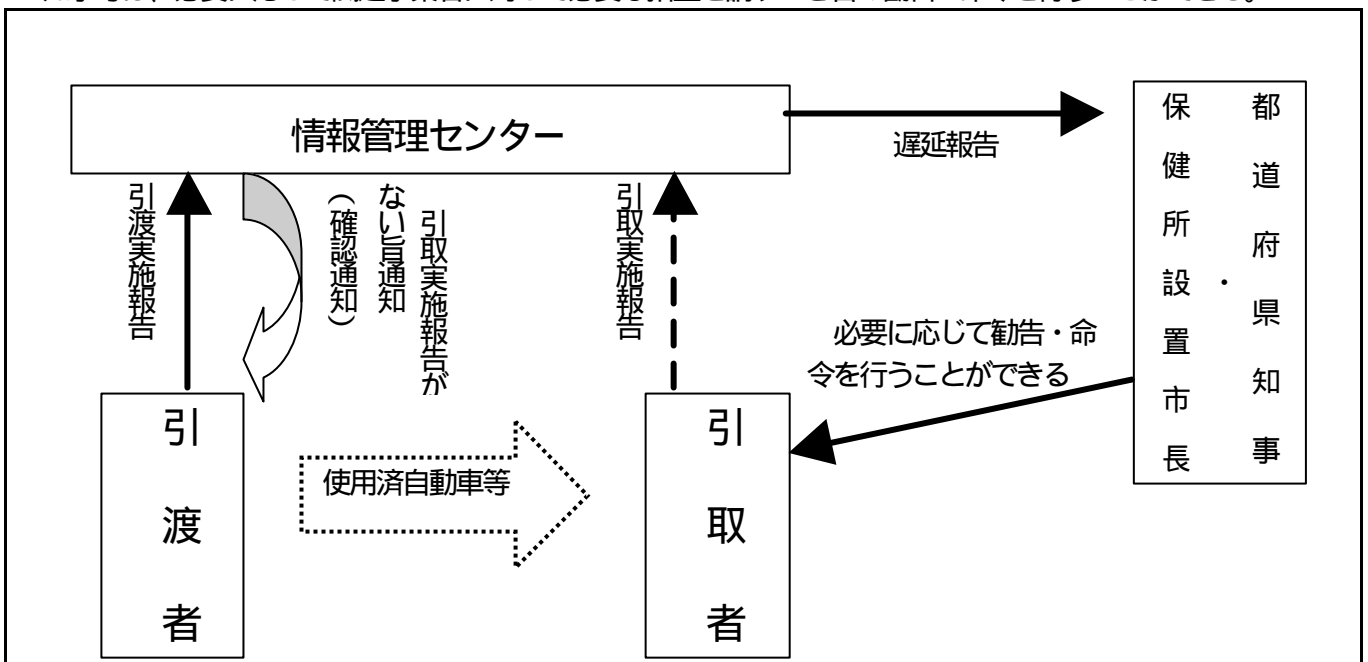


引渡後引取実施報告に係る遅延報告（法第88条第5項）

「引渡実施報告」がなされた後、一定期間内に「引取実施報告」がない場合には、情報管理センターは「引渡実施報告」を行った者に対してその旨を通知する（確認通知）

上記通知を行ってもなお一定期間期間を経過しても「引取実施報告」がない場合には、情報管理センターは知事等に引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨等を報告する（遅延報告）

知事等は、必要に応じて関連事業者に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告・命令を行うことができる。



資料3に関する参照条文（使用済自動車の再資源化等に関する法律より抜粋）

第二章 再資源化等の実施

第一節 関連事業者による再資源化の実施

（引取業者の引取義務）

第九条 引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車について第七十三条第六項に規定する再資源化預託金等（以下この条において単に「再資源化預託金等」という。）が第九十二条第一項に規定する資金管理人（以下この章、第四章及び第五章において単に「資金管理人」という

。）に対し預託されているかどうかを確認し、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、その引取りを求めた者から当該使用済自動車を引き取らなければならない。

- 一 当該使用済自動車について再資源化預託金等が資金管理人に対し預託されていない場合
- 二 主務省令で定める正当な理由がある場合

2 引取業者は、前項第一号に該当する場合には、同項の規定により引取りを求めた者に対し、再資源化預託金等を資金管理人に対し預託すべき旨を告知しなければならない。

第四章 再資源化預託金等

（再資源化預託金等の預託義務）

第七十三条 自動車（第三項に規定するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の所有者は、当該自動車が最初の自動車登録ファイルへの登録（道路運送車両法第四条の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。）を受けるとき（同法第三条に規定する軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）にあつては当該自動車が最初の自動車検査証の交付（同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付をいう。以下同じ。）を受けるとき、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車にあつては当該自動車が最初の車両番号の指定（同法第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。）を受けるとき）までに、当該自動車に係る再資源化等料金（次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該自動車に係る特定再資源化等物品を第二十一条の規定により引き取るべき自動車製造業者等が第三十四条第一項の規定により公表した同表の中欄に掲げる料金（当該自動車製造業者等が存しない場合又は当該自動車製造業者等を確認することができない場合（次項各号において「製造業者不存在の場合」という。）にあつては、指定再資源化機関が第百八条第一項の規定により公表した同表の下欄に掲げる料金）をいう。第三項において

同じ。）に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理人に対し預託しなければなら

ない。

一 指定回収物品及び特定エアコンディショナーのいずれも搭載されていない自動車	第三十四条第一項第一号に定める料金	第一百八条第一項第一号に定める料金
二 指定回収物品が搭載されている自動車（第四号上欄に掲げる自動車を除く。）	第三十四条第一項第一号及び第二号に定める料金	第一百八条第一項第一号及び第二号に定める料金
三 特定エアコンディショナーが搭載されている自動車（次号上欄に掲げる自動車を除く。）	第三十四条第一項第一号及び第三号に定める料金	第一百八条第一項第一号及び第三号に定める料金
四 指定回収物品及び特定エアコンディショナーのいずれも搭載されている自動車	第三十四条第一項各号に定める料金	第一百八条第一項各号に定める料金

2 自動車の所有者は、当該自動車の前項に規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付若しくは最初の車両番号の指定を受けた後に、当該自動車に次の各号に掲げる物品を搭載した場合には、当該自動車を使用済自動車として引取業者に引き渡すときまでに、それぞれ当該各号に掲げる料金に相当する額の金銭を当該自動車に係る再資源化等預託金として資金管理法人に対し追加して預託しなければならない。

一 指定回収物品 当該自動車に係る第三十四条第一項第二号に定める料金（製造業者不存在の場合にあっては、第一百八条第一項第二号に定める料金）

二 特定エアコンディショナー 当該自動車に係る第三十四条第一項第三号に定める料金（製造業者不存在の場合にあっては、第一百八条第一項第三号に定める料金）

3 自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供しないことその他の理由により、自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付若しくは車両番号の指定を受けることを要しない自動車に限る。以下この項において同じ。）の所有者は、当該自動車を使用済自動車として引取業者に引き渡すときまでに、当該自動車に係る再資源化等料金に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理法人に対し預託しなければならない。

4 第一項又は前項の規定により再資源化等預託金を預託する自動車の所有者は、当該自動車に係る情報管理料金（第百十四条に規定する情報管理センター（以下この章、次章及び第六章第一節において単に「情報管理センター」という。）が、当該自動車を使用済自動車となった場合において当該使用済自動車について行う同条の情報管理業務に関し、政令で定めるところにより主務大臣の認可を受けて定める料金をいう。以下同じ。）に相当する額の金銭を情報管理預託金として資金管理法人に対し預託しなければならない。

5 情報管理センターは、前項の認可を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該情報管理料金を公表しなければならない。

6 資金管理法人は、第一項から第四項までの規定により預託をする者に対し、再資源化等預託金及び情報管理預託金（以下「再資源化預託金等」という。）の管理に関し、政令で定めるところにより主務大臣の認可を受けて定める料金を請求することができる。

7 資金管理法人は、前項の認可を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該料金を公表しなければならない。

(預託証明書の提示)

第七十四条 自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付（当該自動車についての前条第一項に規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付に限る。）を受けようとする者は、国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対して、当該自動車の所有者が資金管理法人に対し当該自動車に係る再資源化預託金等を預託したことを証する書面（以下「預託証明書」という。）を提示しなければならない。

2 国土交通大臣等は、預託証明書の提示がないときは、前項の自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付をしないものとする。

(利息)

第七十五条 資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、再資源化預託金等に利息を付さなければならない。

(再資源化預託金等の払渡し)

第七十六条 自動車製造業者等は、第二十一条の規定によりフロン類回収業者、解体業者又は破碎業者から特定再資源化等物品を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、第七十三条第一項から第三項までの規定により預託された再資源化等預託金であって当該特定再資源化等物品に係るものについて、資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができる。この場合において、当該請求を行う自動車製造業者等は、資金管理法人に対して、情報管理センターが第八十五条第一項の規定による請求を受けて交付する同項に規定する書類等であって自らが当該特定再資源化等物品を確実に引き取ったことを証する事項が記載され、又は記録されたものを提出しなければならない。

2 前項の資金管理法人に対する書類等の提出は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに委託して当該書類等に記載され、又は記録されるべき事項を情報管理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて資金管理法人の使用に係る電子計算機に送信することによって行うことができる。

3 前二項の規定は、指定再資源化機関が第百六条第二号に規定する業務に関して特定再資源化等物品を引き取った場合について準用する。

4 第三十一条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、同項の規定により解体自動車の全部再資源化の実施を委託した解体業者又は破碎業者（以下この条において「委託解体業者等」と

いう。)が解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、第七十三条第一項から第三項までの規定により預託された再資源化等預託金のうち当該解体自動車に係る第三十四条第一項第一号に定める料金に相当するものについて、資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができる。この場合において、当該請求を行う自動車製造業者等は、資金管理法人に対して、情報管理センターが第八十五条第三項の規定による請求を受けて交付する同条第一項に規定する書類等であって委託解体業者等が解体自動車全部利用者に当該解体自動車を確実に引き渡したことを証する事項が記載され、又は記録されたものを提出しなければならない。

5 第二項の規定は、前項の規定による書類等の提出について準用する。

6 情報管理センターは、第八十一条第一項の規定による報告がされたときは、主務省令で定めるところにより、第七十三条第四項の規定により預託された情報管理預託金で当該報告がされた使用済自動車に係るものについて、資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができる。

(承継等)

第七十七条 自動車の所有者について相続その他の一般承継があったときは、当該所有者が預託した再資源化預託金等は、当該所有者の相続人その他の一般承継人が預託したものとみなす。

2 自動車の所有権の譲渡があったときは、当該所有権を有する者が預託した再資源化預託金等は、当該所有権の譲受人が預託したものとみなす。

(再資源化預託金等の取戻し)

第七十八条 再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者は、当該自動車を輸出した場合その他当該再資源化預託金等を預託しておく必要がないものとして政令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該再資源化預託金等を取り戻すことができる。

2 前項の規定による取戻しの権利は、当該自動車を輸出した日から二年を経過したとき(同項の政令で定める場合にあっては、政令で定めるとき)は、時効によって消滅する。

3 第一項の規定により再資源化預託金等を取り戻そうとする者は、政令で定めるところにより資金管理法人が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を資金管理法人に納めなければならない。

(主務省令への委任)

第七十九条 この章に定めるもののほか、再資源化預託金等の預託、払渡し及び取戻しに関し必要な事項は、主務省令で定める。

(書面の交付)

第八十条 引取業者は、使用済自動車を引き取る時は、主務省令で定めるところにより、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、自己の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号（これに類するものとして主務省令で定めるものを含む。以下同じ。）その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

2 引取業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該使用済自動車の引取りを求めた者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該引取業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(移動報告)

第八十一条 引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

2 引取業者は、フロン類回収業者又は解体業者に使用済自動車を引き渡したとき（当該フロン類回収業者又は解体業者に当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車の運搬を受託した者に当該使用済自動車を引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

3 フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

4 フロン類回収業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関にフロン類を引き渡したとき（当該自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該フロン類を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該フロン類の運搬を受託した者に当該フロン類を引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該フロン類の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

5 フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該期間内に回収して再利用をしたフロン類の量、当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

- 6 フロン類回収業者は、解体業者に使用済自動車を引き渡したとき（当該解体業者に当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車の運搬を受託した者に当該使用済自動車を引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。
- 7 解体業者は、使用済自動車又は解体自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車又は解体自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車又は解体自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。
- 8 解体業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関に指定回収物品を引き渡したとき（当該自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該指定回収物品を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該指定回収物品の運搬を受託した者に当該指定回収物品を引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該指定回収物品の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該指定回収物品に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。
- 9 解体業者は、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者に使用済自動車又は解体自動車を引き渡したとき（当該他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者に当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車又は解体自動車の運搬を受託した者に当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車又は解体自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称（当該解体自動車が第三十一条第一項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合にあっては、その旨並びに当該自動車製造業者等及び当該解体自動車の引渡しを受ける解体自動車全部利用者の氏名又は名称）当該使用済自動車又は解体自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。
- 10 破砕業者は、解体自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該解体自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該解体自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。
- 11 破砕業者は、他の破砕業者又は解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したとき（当該他の破砕業者又は解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該解体自動車の運搬を受託した者に当該解体自動車を引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該解体自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称（当該解体自動車が第三十一条第一項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合にあっては、

その旨並びに当該自動車製造業者等及び当該解体自動車の引渡しを受ける解体自動車全部利用者の氏名又は名称) 当該解体自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

- 12 破砕業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関に自動車破砕残さを引き渡したとき(当該自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該自動車破砕残さを引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該自動車破砕残さの運搬を受託した者に当該自動車破砕残さを引き渡したとき)は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該自動車破砕残さの引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該自動車破砕残さに係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。
- 13 自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、特定再資源化等物品を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該特定再資源化等物品の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

(移動報告の方法)

第八十二条 関連事業者、自動車製造業者等又は指定再資源化機関(以下この章において「関連事業者等」と総称する。)は、前条各項の規定による報告(以下「移動報告」と総称する。)については、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(情報管理センターの使用に係る電子計算機と関連事業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行わなければならない。

- 2 前項の規定により行われた移動報告は、情報管理センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイル(第八十九条第三項を除き、以下単に「ファイル」という。)に記録するものとし、ファイルへの記録がされた時に情報管理センターに到達したものとみなす。
- 3 関連事業者等は、情報管理センターに対し、政令で定めるところにより情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めて、その移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録すべきことを求めるときは、第一項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該移動報告を書面の提出により行うことができる。
- 4 情報管理センターは、前項の規定により移動報告が書面の提出により行われたときは、当該書面に記載された事項を、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。
- 5 書面の提出により行われた移動報告について前項の規定によりファイルに記録された事項は、当該書面に記載された事項と同一であると推定する。
- 6 情報管理センターは、前項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正しなければならない。

7 関連事業者等は、当該関連事業者等が行った移動報告に係る第五項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、情報管理センターに対し、その旨を申し出ることができる。

(移動報告の方法の特例)

第八十三条 関連事業者等は、電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して移動報告を行うことができない場合として主務省令で定める場合には、電子情報処理組織の使用に代えて、主務省令で定めるところにより、磁気ディスクの提出により移動報告を行うことができる。

2 情報管理センターは、前項の規定により移動報告が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項を、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

(ファイルの記録の保存)

第八十四条 情報管理センターは、移動報告により報告された情報に係るファイルの記録を、当該移動報告を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(ファイルの閲覧の請求等)

第八十五条 関連事業者等は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項であってその者が引き取った使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化等物品（以下この章において「使用済自動車等」と総称する。）に係るものについて、電子情報処理組織を使用して行う閲覧（以下「ファイルの閲覧」という。）又は当該事項を記載した書類若しくは当該事項を記録した磁気ディスク（以下「書類等」という。）の交付を請求することができる。

2 関連事業者等（引取業者を除く。）は、使用済自動車等の引取りを求められたときは、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項であって当該引取りを求められた使用済自動車等に係るものについて、ファイルの閲覧又は書類等の交付を請求することができる。

3 第三十一条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項であって当該自動車製造業者等が当該認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車に係るものについて、ファイルの閲覧又は書類等の交付を請求することができる。

4 前三項の規定により書類等の交付を請求する者は、政令で定めるところにより情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を情報管理センターに納めなければならない。

第八十六条 資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項について、ファイルの閲覧又は書類等の交付を請求することができる。

(照会の申出)

第八十七条 使用済自動車を引取業者に引き渡した者は、ファイルに記録されている事項であって当該使用済自動車に係るものについて、当該引取業者に対し、情報管理センターに照会すべきことを申し出ることができる。この場合において、当該引取業者は、正当な理由がある場合を除き、第八十五条第一項の規定により情報管理センターに対しファイルの閲覧又は書類等の交付を請求し、その者に回答しなければならない。

(都道府県知事への報告等)

第八十八条 情報管理センターは、第八十一条第一項、第三項、第七項又は第十項の規定による報告(以下この条において「引取実施報告」という。)を受けた後主務省令で定める期間内に、当該引取実施報告を行った者が行うべき同条第二項、第六項、第八項、第九項、第十一項又は第十二項の規定による報告(以下この条において「引取後引渡実施報告」という。)を受けないときは、遅滞なく、その旨を当該引取実施報告を行った者に通知しなければならない。

2 情報管理センターは、第八十一条第二項、第四項、第六項、第八項、第九項、第十一項又は第十二項の規定による報告(同条第九項又は第十一項の規定による報告にあっては、解体自動車全部利用者への引渡しに係るものを除く。以下この条において「引渡実施報告」という。)を受けた後主務省令で定める期間内に、当該引渡実施報告により報告された使用済自動車等の引渡しを受ける者(以下この条において単に「引渡しを受ける者」という。)が行うべき同条第三項、第七項、第十項又は第十三項の規定による報告(以下この条において「引取後引取実施報告」という。)を受けないときは、遅滞なく、その旨を当該引渡実施報告を行った者に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた者は、引渡しを受ける者又は当該通知を受けた者の委託を受けて使用済自動車等の運搬を行う者に対し問合せを行うことその他の方法により、速やかに、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しの状況を確認しなければならない。

4 情報管理センターは、第一項の通知を行った後主務省令で定める期間を経過してもなお同項の引取実施報告を行った者が行うべき引取後引渡実施報告を受けないときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨及び当該引取実施報告を行った者の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号(特定再資源化等物品にあっては、当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号。次項において同じ。)その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 5 情報管理センターは、第二項の通知を行った後主務省令で定める期間を経過してもなお同項の引渡しを受ける者が行うべき引渡後引取実施報告を受けないときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨及び当該通知に係る引渡実施報告を行った者の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 情報管理センターは、フロン類回収業者から第八十一条第五項の規定による報告を受けないとき、又は当該報告に同項に規定する事項の記録若しくは記載がないときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類回収業者の氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(電子情報処理組織による通知)

第八十九条 情報管理センターは、前条第一項又は第二項の規定による通知(以下「確認通知」という。)については、主務省令で定めるところにより、当該確認通知を受ける関連事業者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 2 関連事業者は、電子情報処理組織を使用して移動報告を行った場合には、正当な理由がなければ、当該移動報告に係る確認通知について前項の承諾を拒むことができない。
- 3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた確認通知は、関連事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該関連事業者に到達したものとみなす。

(勧告及び命令)

第九十条 都道府県知事は、関連事業者が第八十条第一項、第八十一条第一項から第十二項まで又は第八十七条の規定を遵守していないと認めるときは、当該関連事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

- 2 主務大臣は、自動車製造業者等が第八十一条第十三項の規定を遵守していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。
- 3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 主務大臣は、第二項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務省令への委任)

第九十一条 この章に定めるもののほか、移動報告及び移動報告に係る情報の提供に関し必要な

事項は、主務省令で定める。

第六章 指定法人

第一節 資金管理法

(特定再資源化預託金等の取扱い)

第九十八条 資金管理法は、その管理する再資源化預託金等（その利息を含む。以下この条において同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「特定再資源化預託金等」という。）があるときは、政令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等をその資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し第一百六条第二号から第五号までの業務に要する費用に充てることを条件として、若しくは情報管理センターに対し第百十四条に規定する情報管理業務に要する費用に充てることを条件として出えんすることができる。

一 再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者に係る第七十八条第一項の取戻しの権利が同条第二項の規定により消滅した場合における当該再資源化預託金等

二 解体自動車解体自動車全部利用者に引き渡された場合（当該解体自動車第三十一条第一項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合を除く。）における当該解体自動車に係る再資源化等預託金（第三十四条第一項第一号に定める料金又は第百八条第一項第一号に定める料金に相当するものに限る。）

三 フロン類回収業者がフロン類の再利用をした場合における当該フロン類の破壊に係る再資源化等預託金

四 再資源化預託金等が預託されている自動車が最後に自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付（道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による自動車検査証の返付をいう。以下同じ。）を受けた日から起算して二十年を経過する日（以下この号において「期限日」という。）までの間に当該自動車に係る特定再資源化等物品に係る再資源化等預託金又は情報管理預託金について第七十六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）第四項及び第六項の規定による払渡しの請求がない場合における当該再資源化預託金等（前三号に掲げるもの及び当該自動車の所有者が主務省令で定めるところにより期限日以後においても当該自動車を継続して使用する旨を資金管理法に通知した場合における当該再資源化預託金等を除く。）

五 前各号に掲げるもののほか第七十六条第一項、第四項及び第六項の規定による払渡しの必要がないものとして主務大臣が認める場合における当該再資源化預託金等

2 資金管理法は、前項の規定により特定再資源化預託金等をその資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関若しくは情報管理センターに対し出えんした後において、なお主務省令で定める額を超える額の特定再資源化預託金等があるときは、資金管理法が定

める期間（次項において「特定期間」という。）に限り、自動車の所有者が第七十三条第一項又は第三項の規定により預託すべき再資源化等預託金の一部を負担することができる。

- 3 前項の場合において、資金管理法人は、あらかじめ、政令で定めるところにより、特定期間、その負担する金銭（第五項において「負担金」という。）の額その他主務省令で定める事項を定めた計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 4 資金管理法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その計画を公表しなければならない。
- 5 第二項の規定により資金管理法人が自動車の所有者が預託すべき再資源化等預託金の一部を負担した場合における当該自動車についての第七十八条第一項の規定の適用については、同項中「当該再資源化預託金等を取り戻す」とあるのは、「当該再資源化預託金等の額から負担金の額及びその利息の額を控除した額の金銭を取り戻す」とする。

第三節 情報管理センター

（業務）

第百十五条 情報管理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第八十一条各項の規定による報告、第八十五条及び第八十六条の規定による閲覧並びに第八十八条第一項及び第二項の規定による通知に係る事務（次号において「報告管理事務」という。）を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。
- 二 報告管理事務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、ファイルその他の資料を作成し、及び保管すること。
- 三 第七十六条第二項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。第百十七条第一項及び第二項第一号において同じ。）の規定による電気通信回線を通じた送信、第八十四条の規定による保存、第八十五条及び第八十六条の規定による交付、第八十八条第一項及び第二項の規定による通知並びに同条第四項から第六項までの規定による報告を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（報告）

第百十六条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

附則

(再資源化預託金等の預託に関する経過措置)

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過した日(以下「基準日」という。)前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車に関する第七十三条第一項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同条第一項中「最初の自動車登録ファイルへの登録(道路運送車両法第四条の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。)を受けるとき(同法第三条に規定する軽自動車(同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。)にあっては当該自動車が最初の自動車検査証の交付(同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付をいう。以下同じ。)を受けるとき、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車にあっては当該自動車が最初の車両番号の指定(同法第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。)を受けるとき)までに」とあるのは、「基準日以後における最初の自動車検査証の返付を受けるとき(当該自動車検査証の返付よりも前に基準日以後における最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受ける自動車にあっては、当該自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付を受けるとき)までに」とする。

2 基準日前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車が基準日以後における最初の自動車検査証の返付又は最初の自動車登録ファイルへの登録若しくは最初の自動車検査証の交付を受けるよりも前に使用済自動車として引取業者に引き渡される場合における第七十三条第一項の規定の適用については、同項中「当該自動車が最初の自動車登録ファイルへの登録(道路運送車両法第四条の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。)を受けるとき(同法第三条に規定する軽自動車(同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。)にあっては当該自動車が最初の自動車検査証の交付(同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付をいう。以下同じ。)を受けるとき、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車にあっては当該自動車が最初の車両番号の指定(同法第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。)を受けるとき)までに」とあるのは、「当該自動車を使用済自動車として引取業者に引き渡すときまでに」とする。

第九条 基準日前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車に関する第七十三条第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付若しくは最初の車両番号の指定を受けた後に」とあるのは、「基準日以後における最初の自動車検査証の返付又は最初の自動車登録ファイルへの登録若しくは最初の自動車検査証の交付を受けた後に」とする。

(預託証明書の提示に関する経過措置)

第十条 基準日前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車について、基準日から起算して三年を経過する日までの間に自動車検査証の返付又は自動車登録ファイルへの登録若しくは自動車検査証の交付を受けようとする者は、国土交通大臣等に対して、預託証明書を提示しなければならない。

2 国土交通大臣等は、預託証明書の提示がないときは、前項の自動車検査証の返付又は自動車登録ファイルへの登録若しくは自動車検査証の交付をしないものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第十五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第九十条の十一」を「第九十条の十二」に改める。

第六章第三節の四中第九十条の十一の次に次の一条を加える。

(使用済自動車に係る自動車重量税の還付)

第九十条の十二 自動車検査証の交付等を受けた自動車のうち、自動車検査証の交付等を受け際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第十一項に規定する引取業者に引き渡された同条第二項に規定する使用済自動車(以下この条において「使用済自動車」という。)であつて、解体されたものとして政令で定めるものについては、当該自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該使用済自動車を同法第八条の規定により当該引取業者に引き渡した者(以下この条において「所有者」という。)に(当該使用済自動車の所有者が当該使用済自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあつては、当該使用済自動車につき当該使用済自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該使用済自動車の所有者に)還付する。

2 前項の規定により同項の還付金の還付を受けようとする使用済自動車の所有者は、政令で定める事項を記載した申請書を、政令で定めるところにより、国土交通大臣等(自動車重量税法第十条に規定する国土交通大臣等をいう。)を経由して、政令で定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第九十条の十二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に引取業者に引き渡された使用済自動車について適用する。